

平成26年8月20日

札幌地方検察庁
検事正 小寺哲夫殿

7・13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会

石崎 孝（被害者遺族）

美唄市

瓦 明子（被害者遺族）

岩見沢市

原野和則（被害者遺族）

岩見沢市

中村清春（被害者家族）

岩見沢市

高石洋子（飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求め
る遺族・関係者全国連絡協議会共同代表）

前田敏章（北海道交通事故被害者の会代表）

小樽4人死傷事件の加害者に危険運転致死傷罪適用を求めます

《要請事項》

平成26年7月13日、小樽市銭函3の市道で、歩行中の石崎里枝さん、瓦裕子さん、原野沙耶佳さんを死亡させ、同じく中村奈津子さんに頸椎骨折などの重傷を負わせた飲酒ひき逃げ事件の海津雅英容疑者について、訴因を過失運転致死傷罪から危険運転致死傷罪に変更すること。

《要請趣旨》

本事件をひきおこした海津容疑者の行為は、長時間飲酒した影響により、運転行為に最も大切な前方注視をせず、歩行者4人を背後からブレーキも踏まずにはねるという交通殺人とも呼ぶべき犯罪であり、通り魔殺人的に生命と健康を奪われた者の尊厳にふさわしい刑罰で裁かれるべきです。

本事件は、平成18年8月25日発生いわゆる「福岡海の中道大橋事件」（以下「福岡事件」といいます。）に関する最高裁平成23年10月31日決定からすれば、危険運転致死傷罪に該当する事案であると考えます。

「福岡事件」の一審判決は、①事故原因は脇見であるから飲酒の影響により正常な運転が困難な状態ではなかった、と判断して危険運転致死傷罪の適用を否定しました。他方で、高裁判決は、②事故原因は脇見ではなく、前方を見ながら運転していたにもかかわらず被害車両の存在を認識できなかったことにあり、これを前提に、飲酒の影響により正常な運転が困難な状態であったと判断して危険運転致死傷罪の適用を認めました。一審と高裁は、結論は正反対

ですが、脇見であれば危険運転致死傷罪ではなく、逆に、脇見でなければ危険運転致死罪になる、という「考え方」は共通していました。

しかし、これは常識的に言えば非常に奇妙な論理です。「脇見」と「飲酒によって正常な運転ができない状態」は何ら相反するものではなく、両立するものです。飲酒によって注意力や判断力が減退するからこそ、普通では考えられない長時間の脇見をしてしまう、というのは、世間の常識です。したがって「長時間の脇見」は、むしろ「飲酒によって正常な運転ができない状態」を示す重要な証拠というべきです。

「福岡事件」の最高裁決定は、このような常識的な考え方を明示してくれました。最高裁は、まず、危険運転致死傷罪の「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」とは、「アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態」をいい、「アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態も、これに当たるといふべきである」としています。そのうえで、最高裁は、直接的には「脇見」によって事故が発生したとしても、走行中に何秒間も脇見をすること自体、飲酒の影響で前方を注視する能力が著しく減退している状態を指すものだと捉えています。すなわち「追突の原因は、被告人が被害車両に気付くまでの約8秒間終始前方を見ていなかったか又はその間前方を見てもこれを認識できない状態にあったのかのいずれかであり、いずれであってもアルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態にあった」と断じたのです。地裁と高裁で争われていた「事故の原因が脇見か脇見ではないか」ということは問題の本質ではなく、普通に前を見て運転していれば（これは、ドライバーにとって最も大切な義務です。）、当然、気付いたはずの被害車両に8秒間以上も気付かずに追突したのであれば、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあたる、と判断したのです。

この最高裁の考え方からすると、本事件で「スマホを見ていた」という海津容疑者の弁解が真実だとしても、「歩車道の区別の無い狭い一般道路で、長時間にわたってスマホの画面を注視し、前方を見ていなかった」ということ自体が、飲酒の影響により判断力や注意力が著しく減退していることを示していますから、危険運転致死傷罪の適用条件に十分該当すると考えます。

福岡事件と比較しても、福岡事件の事件現場の道路は歩車道が完全に区分された片側二車線の広い道路であり、車線上に歩行者がいることは想定し難い道路ですが、本件道路は、歩行者の存在が想定される狭い一般道路であり、4人の被害者（成人女性）が歩行している状況で、被害者に衝突するまで全く気付かなかったという海津容疑者の「前方を見ていなかったことの異常性」は、福岡事件よりも顕著であり、「飲酒の影響」以外では説明がつかないと考えます。

札幌地検は、危険運転致死傷罪の証拠が集まらなかったと説明しています。しかし、上記のとおり、歩車道の区別のない狭い一般道で長時間、脇見をして、

本来、容易に発見できたはずの4名の歩行者を殺傷したこと自体が、何よりも動かし難い「アルコールの影響により正常な運転ができない状態」の証拠であると、最高裁が言っているのです。加えて、その他の事実（事故直後の飲酒検知で呼気1リットルにつき0.5～0.6mgのアルコールを検出、前日から長時間の飲酒を継続していたこと）も併せて考えれば、被害者及び被害者遺族としては「証拠がない」という札幌地検の説明は、あまりにも消極的に思えます。

危険運転致死傷罪は、そもそも法律家ではない被害者の声で新設された犯罪類型ですから、検察庁限りの判断で適用を否定するのではなく、裁判員裁判での判断を求めるべきです。被害者、被害者遺族と北海道交通事故被害者の会、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会（両団体とも、2013年の自動車運転処罰法成立にかかる法制審議会のヒアリングを受けております。）の活動に関わる者としては、本件の事実関係のもとで、被告人の犯した罪が、危険運転致死傷罪にあたるのか否かは、裁判員も参加する裁判員裁判で結論を出してほしいと強く願っており、「危険運転致死傷罪にあたるのか否か」を審理すらしてもらえないというのは、どうしても納得できません。

本件の主因から飲酒を除き過失と裁くなら、適用要件の狭さが実態に合わず交通犯罪が適正に裁けないという理由で、被害当事者をはじめ世論の後押しで適用要件を緩和するべく改正施行された自動車運転処罰法の制定意義が著しく減退します。さらに、「『脇見をしていた』という弁解をすれば危険運転致死傷の適用を免れる」という、前記最高裁が否定したはずの悪しき前例を再び作ってしまいます。悲惨な人身被害事件に直結する飲酒運転行為を軽く捉えることにもつながり、安全な社会確立をという国民多数の願いに反します。

なお、平成23年12月10日に兵庫県加西市で月蝕観察中の児童2名が飲酒運転の車に跳ねられて死亡した事件で、当初、神戸地検は、過失運転致死傷罪で起訴しましたが、被害者遺族らが署名を集め（当時北海道交通事故被害者の会の仲間も厳寒の中街頭署名を行いました）て要請した結果、危険運転致死傷罪に訴因を変更し、判決においても、危険運転致死傷罪が認定されています（神戸地判平成24年12月12日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例）。

私たちは、札幌地検が、被害者の声を真摯に受け止め、危険運転致死傷罪に訴因を変更してくれることを信じています。

以上

「7・13連絡会」連絡先

〒063-0850 札幌市西区八軒10条西2丁目7-22

前田敏章

090-6871-6757